

2015年アピール

すべての学校図書館に専任・専門・正規の学校司書の配置を

学校図書館は、一人ひとりの子どもの豊かな育ちと学びを支援する機関です。

2014年6月に国会にて学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、2015年4月より施行されました。この法改正ではじめて「学校司書」が明記され、自治体の努力義務とはいえ「…司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。」と定められました。またこの法改正に先立って文部科学省では2013年8月から翌2月にかけて「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」を開催し、そのまとめを「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」として公表しています。ここでは、到底非常勤や無資格では担いきれない専門性を持つ「学校司書」が想定されています。

しかし、公立小中学校に学校司書が配置されている自治体は未だ約半数に過ぎず(H27年度文部科学省公表)、しかもその9割近くが非常勤という不安定な身分です。また専門性が問われない、複数校兼務が多いなど、いくつもの問題を抱えています。さらに近年、外部委託などの形態による学校図書館職員配置が広がりつつあることが、一層事態を深刻にしています。これらの事実を鑑みると、私たちは依然として、学校図書館の未来に大きな危惧を抱かざるを得ません。学校図書館のあるべき姿と学校司書の役割の重要性を前に、これから国及び地方自治体がどのような施策をとり、どのように法の主旨の徹底を図るのか、大変重要な局面にあると言えます。

私たちはあらゆる地域での、教育の中核として機能する学校図書館実現のために、先ずもって「専任・専門・正規」の学校司書配置が必要であると確信しています。ここに、国および自治体が、学校図書館に関する施策を一層押し進めることを求めて、以下のように要望いたします。

- ・ 国および自治体は「専任・専門・正規」の学校司書配置のために、さらなる予算措置も含め、あらゆる有効な対策を講ずること。
- ・ 文部科学省は学校司書の資格要件・養成についての調査研究を進めるに際し、実態を明らかにするとともに、附則・附帯決議を尊重し、専門職としての「学校司書」誕生に向けて、これまで現場で蓄積された実践および市民の声を十分に反映しつつ検討を重ねること。

2015年6月6日

学校図書館を考える全国連絡会 第19回集会参加者一同

